

山梨県公報

第千四百三十六号

平成十五年

十二月八日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の解除の予定……………	七四七
県代行市町村道改築工事の完了……………	七四七
建築基準法に基づく道路位置指定……………	七四七
公告	
平成十五年度林業用種苗生産事業者講習会の開催……………	七四七
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………	七四八

告 示

山梨県告示第五百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町湯島字熊小路一三二の二・大字湯島字沼一三三の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百七十五号

山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)第四条第二項の規定に基づき、

山梨県公報 第千四百三十六号 平成十五年十二月八日

市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

路線名	区 間	工事の種類	完了年月日
上野原桐原線	北都留郡上野原町大字桐原字小和田六三三八番の一地先から同町大字桐原字小和田六二五三番の八地先まで	改良	平成十五年十二月十五日

山梨県告示第五百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
韮崎市藤井町駒井字砂宮神三二八四番四、三一八八番一、三一九一番一、三一九一番四、三一九二番一、三二九二番八、三二九三番五、三二九三番六及び三二九四番四
- 二 道路の幅員
最大五・四七メートル 最小四・一〇メートル
- 三 道路の延長
九十九・三三メートル

公 告

●平成十五年度林業用種苗生産事業者講習会の開催
林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、平成十五年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催日時

平成十六年二月三日(火) 午前九時三十分から午後五時まで

二 講習場所

甲府市丸の内二丁目九番十一号 県民会館三階三〇一号会議室

三 受講対象者

山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者

四 受講手続

1 提出書類

受講申込書(山梨県森林環境部森林整備課及び各地域振興局林務環境部に備えてある所定の用紙によること。)

2 受講手数料

一万四千元(受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印をしないこと。)

3 受講申込書提出先

住所地を所轄する地域振興局林務環境部森づくり推進課

4 受講申込書受付期間及び提出方法

この公告の日から平成十六年一月二十七日(火)までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四三の受講申込書提出先に持参すること。

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二

三 一六四七)又は各地域振興局林務環境部森づくり推進課に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十一月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社遠山土建

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地七丁目二番七号

3 代表者の氏名 遠山誠明

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第四三七〇号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十一月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社丸一推進

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡田富町山之神千五百二十二番地七十九

3 代表者の氏名 小西秀雄

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一〇)第七九四〇号

四 処分の内容 とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十一月十日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 川口土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡勝沼町勝沼八百十八番地一
 - 3 代表者の氏名 高野辰哉
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)第九九九号
- 四 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年十一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年十一月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨藤吉工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生一丁目十三番六号
 - 3 代表者の氏名 秋山大平
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第四四九一号
- 四 処分の内容 清掃工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年十一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番